

「瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画」概要

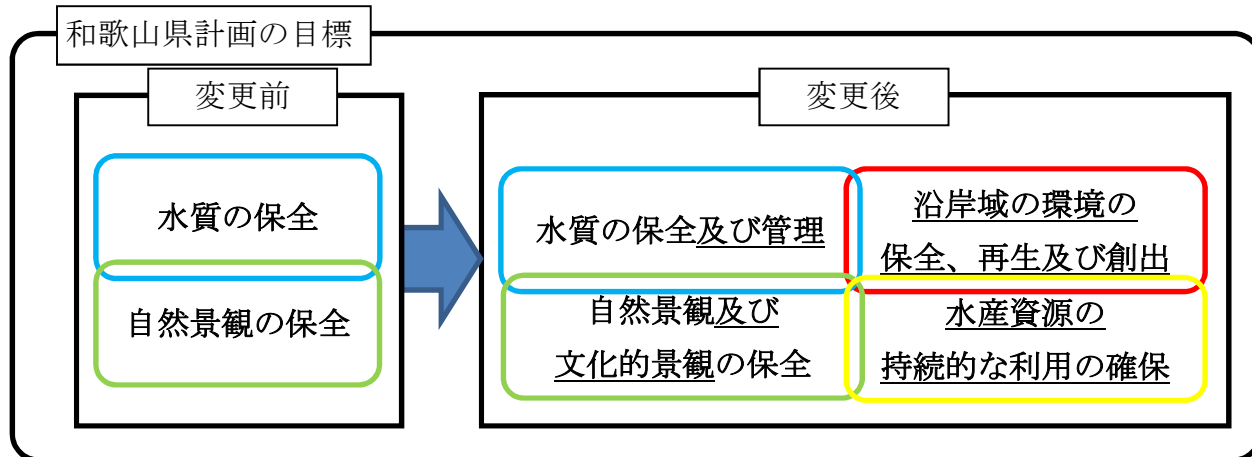
和歌山県計画策定の意義

平成 27 年 10 月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海が自然景観と文化的景観を併せて有する景勝の地として、また、生物多様性に富んだ豊かな漁業資源の宝庫として、その恵沢を県民等が継続して享受することができるよう、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定する。

和歌山県計画の性格

- ① 国の基本計画に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する計画を策定する。
- ② 瀬戸内海の水質及び自然景観等に係る環境保全のための目標を示す。
- ③ 目標を達成のために実施する各施策の基本的方向を明示する。
- ④ 瀬戸内海の環境保全に係る各種施策の指針とする。

和歌山県計画の目標



和歌山県計画の期間と進捗管理

本計画の期間は概ね 10 年とする。

策定時から概ね 5 年ごとに点検し、必要に応じて見直しを行う。

瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画における、目標達成のための施策一覧

目 標	具体的な施策	
沿岸域の環境の保全・再生及び創出	藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出	藻場等の保全及び再生、創出の支援
	海水浴場などの自然海浜等の保全	国立及び県立自然公園の指定による保全
	底質環境の維持	現在の良好な底質環境の維持管理
	海砂利の採取の抑制	海砂利の未採取の現状維持
	環境保全に配慮した海面埋め立て	環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく環境保全の配慮
	海岸保全施設等の整備・更新時の配慮	県紀州灘沿岸海岸保全基本計画に基づく、環境配慮型構造物等の採用
水質の保全及び管理	水質汚濁・赤潮・富栄養化の防止	<ul style="list-style-type: none"> 県総量削減計画に基づく工場・事業場の排水対策 持続的養殖生産確保法に基づく漁場管理の適正化 県持続性の高い農業生産導入指針に基づく化学肥料の使用の低減 県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づく家畜排せつ物の適正処理 和歌川清流ルネッサンス21計画に基づく内川の浄化 県河川整備計画に基づく、環境に配慮した河川整備
	生活排水対策	県全県域污水適正処理構想に基づく下水道等の整備
	有害化学物質等の低減	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類排出事業場への排出規制 P R T R法に基づく有害化学物質の排出量の削減 P C B廃棄物の早期処理
	油等による汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 県石油コンビナート等における油等流出事故の防止対策 公共用水域での油等流出事故発生時の迅速な対応
	自然とのふれあいの場の水質保全	海水浴場等の良好な水質の保全対策

